

平成26年3月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの国民年金保険料未納期間〇月分の保険料の後納を認めることを求めるということである。

第2 再審査請求に至る経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日に65歳に達し、同月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、請求人について、その配偶者であるAが、平成〇年〇月〇日に65歳に達し、かつ、老齢基礎年金の受給要件を満たしていることから、国民年金の第2号被保険者(被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(国民年金法(以下「国年法」という。)第7条第1項第2号))資格を喪失したにもかかわらず、平成〇年〇月〇日以降も、依然として国民年金の第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもののうち20歳以上60歳未満のもの(国年法第7条第1項第3号))とされていたことが判明したため、平成〇年〇月〇日までに、平成〇年〇月〇日をもって請求人の第3号被保険者資格の喪失の処理を行った上、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、国民年金保険料納付済期間を362月として老齢基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由は、本裁決書添付の別紙記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば、第2記載の各事実が認められるほか、請求人に送付された平成〇年〇月〇日付の「ねんきん特別便年金記録のお知らせ」には、請求人の国民年金の加入記録として、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までの130月、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの262月の合計392月が国民年金の保険料納付済月数である旨記載されていたこと、しかし、正しくは、第2の2記載のとおり、平成〇年〇月以降は第3号被保険者資格を喪失しているため、第1号被保険者(日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの(国年法第7条第1項第1号))となるところ、同月以降、60歳到達月の前月である平成〇年〇月までの30月は保険料未納期間であることから、保険料納付済月数は362月であることがそれぞれ認められるのであって、以上によれば、原処分は適法で、誤りはないといえることができる。

2 上記のとおり、本件では、ねんきん特別便に誤った保険料納付済月数が記載されていたもので、これを信頼した請求人が原処分に不満を抱くことは理解できるところであり、このような第3号被保険者記録の不整合については、配偶者の第2号被保険者資格の喪失に伴う第3号被保険者資格の喪失についての周知、広報が十分でないままに、被保険者からの資格喪失届の提出を主たる拠り所として第3号被保険者に関する年金記録の作成、管理を進めてきたことの当否が問われなければならないのであるが、そのことを理由に、上記のとおり正しい保険料納付済月数に基づいてなされた原処分を違法、不当とすることはできない。請求人は、年金記録の誤りが判明した時点で請求人に通知がなかったことについても非難するが、原処分を違法、不当とするも

のとは認められない。仮に、上記の年金記録の誤り等によって請求人が損害を被り、それに関して保険者の過失の存在が具体的に認められるのであれば、損害賠償の問題として解決が図られることが考えられるが、それによって原処分の効力が左右されるものではない。

また、請求人は、保険料未納期間となった上記30月について、保険料の後納を認めるよう求めているが、すでに当該保険料の徴収権は時効により消滅しており（国年法第102条第4項）、それにもかかわらず保険料を徴収することができるとする法令上の根拠がないことから、これを認めることはできない。なお、平成27年4月1日から施行が予定されている「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」によれば、請求人のように、第3号被保険者期間から第1号被保険者期間に年金記録が訂正された期間があつて、当該訂正がなされたときには保険料を徴収する権利が時効消滅しているものについては、厚生労働大臣にその旨の届出をして、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間において、厚生労働大臣の承認を受け、上記期間のうち、保険料納付済期間以外の期間で、その者が50歳以上60歳未満であつた期間（その者が60歳未満の場合は、承認の日の属する月前10年以内の期間）の各月につき、その各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の保険料（以下「特定保険料」という。）を納付することができ、その場合は、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなされ、老齢基礎年金の受給権者が特定保険料の納付を行つたときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定することとされており、請求人は、これによって、平成27年4月1日以降、保険料の後納が可能になるものと解される。

3 以上のとおり、原処分を違法、不当として取り消すことはできず、本件再審査

請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。